

輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農蚕園芸局長通達)の一部改正

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(定義) 第 2 (略) 2・3 (略) 4 この要綱において「輸入」とは、貨物、携帯品及び郵便物が規則第 6 条第 1 号の港、同第 2 号の飛行場又は法第 8 条第 4 項の日本郵便株式会社の事業所（以下「輸入港」という。）に卸下又は到着することをいうものとする。 5～10 (略) 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 (1) (略) (2) 規則別表 1 の 2 の 10 の項、<u>19 の項から 21 の項まで及び</u> 23 の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。） (3) 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、<u>7 の項</u>、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）	(定義) 第 2 (略) 2・3 (略) 4 この要綱において「輸入」とは、貨物、携帯品及び郵便物が規則第 6 条<u>第 1 項</u>第 1 号の港、同第 2 号の飛行場又は法第 8 条第 4 項の日本郵便株式会社の事業所（以下「輸入港」という。）に卸下又は到着することをいうものとする。 5～10 (略) 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 (1) (略) (2) 規則別表 1 の 2 の 10 の項<u>及び</u> 19 の項から 23 の項<u>までに</u>掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。） (3) 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）

12

(1) (略)

(2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項から 21 の項まで及び 23 の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、7 の項、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項に掲げる検疫有害動植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	(略)	(略)
B	(略)	(略)
C	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害植物

12

(1) (略)

(2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項 及び 19 の項から 23 の項までに掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	(略)	(略)
B	(略)	(略)
C	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害植物

		(栽培地検査要求対象 <u>検疫</u> 有害植物)
		(2) ~ (5) (略)
	2	(略)
D		(略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付される記号	所在地
(略)	(略)	(略)
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター (NBRC)	N B R C FERM NITE RD	(略)
国立研究開発法人 理化学研究所バイオリソース <u>研究</u> センター (JCM)	(略)	(略)
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 (NIHS)	(略)	<u>神奈川県川崎市川崎区殿町 3 - 25-26</u>

		(栽培地検査要求対象有害植物) <u>(同表の 7 の項及び 8 の項に掲げる検疫有害植物を除く。)</u>
		(2) ~ (5) (略)
	2	(略)
D		(略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付される記号	所在地
(略)	(略)	(略)
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター (NBRC)	N B R C FERM <u>P-</u> NITE <u>BP-</u> RD	(略)
国立研究開発法人 理化学研究所バイオリソースセンター (JCM)	(略)	(略)
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 (NIHS)	(略)	<u>東京都世田谷区上用賀 1-18-1</u>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(注) (略)

別表 9 (第 19 の 3 関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検疫有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
規則別	(略)	(略)	(略)
表 1 の 2 に掲げる植物(同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。)	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) <i>Nacobbus</i>	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(注) (略)

別表 9 (第 19 の 3 関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検疫有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
規則別	(略)	(略)	(略)
表 1 の 2 に掲げる植物(同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。)	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) <i>Nacobbus</i>	(略)	(略)

	<i>aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) (削る)				<i>aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) <u><i>Radopholus</i></u> <u><i>similis</i></u> (バナナネモグリセンチュウ) <i>Meloidogyne enterolobii</i> <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)			
	<u><i>Radopholus similis</i></u> (バナナネモグリセンチュウ)	生 植 物 (種子及び果実を除く。)	<u>全量について、生育期中に検査を行うとともに、植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいらないことを確認する。</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	<i>Apiosporina morbosa</i> <i>Ceratocystis</i>	(略)	(略)		<i>Apiosporina morbosa</i> <i>Ceratocystis</i>	(略)	(略)	

	<i>fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌) <i>Deuterophoma tracheiphila</i> <i>Eutypa lata</i> (削る) <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巢病菌)				<i>fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌) <i>Deuterophoma tracheiphila</i> <i>Eutypa lata</i> <u><i>Guignardia citricarpa</i></u> <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巢病菌)			
	<u><i>Guignardia citricarpa</i></u>	生 植 物 (種子及び果実を除く。)	全量について、着果期間中にその果実について検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。		(新設)	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	<i>Pantoea stewartii</i> <u>subsp. <i>stewartii</i></u> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	(略)	(略)		<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	(略)	(略)	

	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)				<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)		
	(削る)	(略)	(略)		<u>Broad bean stain virus</u> (ソラマメステインウイルス)	(略)	(略)
	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)				<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則別	(略)	(略)	(略)	規則別	(略)	(略)	(略)
表 2 の 2 に掲げる植物であって同	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	<u>生植物 (果実を除き、種子を含む。)</u>	種子について、栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていない	表 2 の 2 に掲げる植物であって同	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	<u>種子</u>	<u>全量について、収穫期前 (果実の成熟期) に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されて</u>

表の基準に適合しないものに対する検査の方法			いことを確認する。 検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 30,000 粒について実施する。<u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 300,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。</u>	表の基準に適合しないものに対する検査の方法			<u>いないことを確認する。</u> <u>又は、種子について、栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本菌に侵されていないことを確認する。</u> <u>なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 30,000 粒について検定を実施する。</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	<i>Candidatus</i>	生植物	(略)		<i>Candidatus</i>	生植物	(略)

	Liberibacter solanacearum	(種子及び果実を除く。)			Liberibacter solanacearum	(果実を除き種子を含む。)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>Pepino mosaic virus</u>	<u>生植物 (果実を除き、種子を含む。)</u>	<u>種子について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。なお、種子について検定する場合、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法では最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法では、最大 400 粒ずつ検定を実施する。又は、全量について、生</u>

							育期中に <u>ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>
	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモや せいもウイロイド) <i>Columnea latent viroid</i> <i>Tomato apical stunt viroid</i> <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> <u>(トマト退緑萎縮ウイロイド)</u> <i>Pepper chat fruit viroid</i> <i>Tomato planta</i>	(略)	種子について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本 <u>ウイルス又はウイロイドに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合</u>		<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモや せいもウイロイド) <u>、</u> <i>Columnea latent viroid</i> <u>、</u> <i>Tomato apical stunt viroid</i> <u>、</u> <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> <u>、</u> <i>Pepper chat fruit viroid</i>	(略)	種子について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認する。 <u>なお、種子について検定する場合、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ検定を実施する。</u> 又は、全量について、生

	<u>macho viroid</u> <u>Indian peanut</u> <u>clump virus</u> <u>Tomato brown</u> <u>rugose fruit virus</u> <u>Tomato mottle</u> <u>mosaic virus</u>		<u>合、当該荷口単位に含</u> <u>まれる種子数の 10%を</u> <u>抽出し検定に供する。</u> 又は、全量について、生 育期中に RT-PCR 法等の 適切な遺伝子的手法に による検定を行って本ウ イルス又はウイロイド に侵されていないこと を確認する。				育期中に RT-PCR 法等の 適切な遺伝子的手法に による検定を行って本ウ イロイドに侵されてい ないことを確認する。
	<u>Pepino mosaic</u> <u>virus</u>	<u>生 植 物</u> <u>(果実を</u> <u>除き、種</u> <u>子 を 含</u> <u>む。)</u>	<u>種子について、 ELISA</u> <u>法等の適切な血清学的</u> <u>方法又は RT-PCR 法等</u> <u>の適切な遺伝子的手法</u> <u>による検定を行って本</u> <u>ウイルスに侵されてい</u> <u>ないことを確認する。</u> <u>検定は、国際種子検査</u> <u>協会が定める国際種子</u> <u>検査規程の抽出方法に</u> <u>準拠した方法で同一の</u> <u>荷口単位から無作為に</u> <u>抽出した 4,600 粒につ</u>		(新設)	(新設)	(新設)

			<u>いて、ELISA 法では最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法では、最大 400 粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10% を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、生育期中に ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>					
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>Mexican papita viroid</u> <u>Tomato planta macho viroid</u>	<u>生植物</u> <u>(種子及び果実を除く。)</u>	<u>全量について、生育期中に RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていない</u>	

							<u>いことを確認する。</u>
	<u>Peronospora</u> <u>chlorae</u>	生 植 物 (果実を 除き、種 子 を 含 む。)	全量について、生育後 期に検査を行って本菌 に侵されていないこと を確認する。		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>Maize chlorotic</u> <u>mottle virus</u> <u>Zucchini green</u> <u>mottle mosaic virus</u>	生 植 物 (果実を 除き、種 子 を 含 む。)	種子について、ELISA 法 等の適切な血清学的方法 又は RT-PCR 法等の 適切な遺伝子学的手法 による検定を行って本 ウイルスに侵されてい ないことを確認する。 検定は、国際種子検査 協会が定める国際種子 検査規程の抽出方法に 準拠した方法で同一の 荷口単位から無作為に 抽出した 4,600 粒につ いて、ELISA 法及び RT- PCR 法のいずれにあっ ても最大 100 粒ずつ実 施する。なお、同一の荷		(新設)	(新設)	(新設)

			<u>口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、生育期中に ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>						
	<u>Pea early-browning virus</u>	<u>生 植 物</u> <u>(果実を除き、種子を含む。)</u>	<u>種子について、ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u> <u>検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に</u>		(新設)	(新設)	(新設)		

			<u>準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 3,100 粒について、ELISA 法及び RT-PCR 法のいずれにあっても最大 100 粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 31,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、生育期中に ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>					
	<u>Tomato leaf curl</u> <u>New Delhi virus</u>	<u>生 植 物</u> <u>(種子及び果実を</u>	<u>全量について、生育期中に PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による</u>		(新設)	(新設)	(新設)	

		除く。)	検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。					
	<u>Broad bean stain virus</u>	種子	種子について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法及び PCR 法のいずれにあっても最大 100 粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子		(新設)	(新設)	(新設)	

			<u>数の 10%を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、採種用の母本の生育最盛期に検査を行って、若しくは、生育期中に ELISA 法等の適切な血清学的手法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って、本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>				
注 1 ・ 注 2 （略） 注 3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）、輸入青果物検疫要綱（昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達）、輸入穀類等検疫要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）、輸入木材検疫要綱（昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達）及び特定重要病虫害検疫要綱（昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達）に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査を行って検疫有害動植物に侵されていないことを確認する。				注 1 ・ 注 2 （略） 注 3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）、輸入青果物検疫要綱（昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達）、輸入穀類等検疫要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）、輸入木材検疫要綱（昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達）及び特定重要病虫害検疫要綱（昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達）に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査を行って検疫有害 <u>検</u> 動植物に侵されていないことを確認する。			